

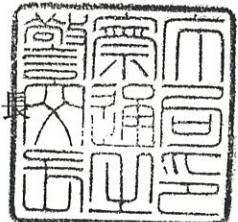
警察庁丙規発第6号

令和5年3月8日

一般社団法人

日本旅行業協会会長 殿

警察庁交通局



G7広島サミットの開催に伴う交通対策への協力依頼について

平素は、警察行政全般にわたり格別の御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、G7広島サミットにつきましては、5月19日から21日までの間、広島県広島市におきまして首脳会合が開催されます。

警察としましては、各国首脳等の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、一般交通に対する影響を最小限にとどめるため各種交通対策を実施することとしております。

他方、今回の首脳会合においては、各国の首脳等が、空港から宿舎まで車両で移動する場合や、宿舎から会議場となるグランドプリンスホテル広島まで車両で移動する場合などでは、主要な高速道路や広島市中心部の一般道路において大規模かつ長時間の交通規制が見込まれ、これに伴う交通混雑が予想されるところです。

こうした交通混雑を軽減するには、その期間中、自動車利用者の理解と協力を得て、広域的な交通総量の抑制が不可欠となります。

つきましては、首脳会合の開催に伴い、開催地域等における交通総量の抑制及び分散を図るため、別添「交通総量抑制対策の対象期間及び地域等」に示す対象地域等への自動車の乗り入れの自粛に特段の配意をいただきますよう、加入・関係団体等に対する広報を実施していただきますようお願い申し上げます。

別添

交通総量抑制対策の対象期間及び地域等

1 対象期間

令和5（2023）年5月18日（木）から同月22日（月）までの間

2 対象地域等

(1) 高速道路等（別紙1、2参照）

下記の交通規制が想定される路線及びその周辺道路

山陽自動車道	本郷IC～玖珂IC
広島自動車道	広島JCT～広島西風新都IC
広島高速1号線	全線
広島高速2号線	全線
広島高速3号線	全線
広島呉道路	仁保JCT～坂南IC
海田大橋	全線

(2) 一般道路（別紙2参照）

広島市中心部、広島空港周辺

G7広島サミット交通総量抑制対策(高速道路)



※ 現時点では交通規制が想定されている路線であり、これ以外の路線でも一時的に交通対策を実施する場合があります。

